

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント重要事項説明書
(令和８年６月１日現在)

1. 事業所の概要

(フリガナ) 運営主体の法人名 (事業者名)	シャカイフクシホウジン アサカチクフクシカイ									
	社会福祉法人 朝霞地区福祉会									
運営主体の所在地	埼玉県志木市下宗岡１丁目２３番１号									
運営主体の代表者 氏 名	理事長 野口 典孝									
(フリガナ) 事業所名	チイキホウカツシエンセンターチョウコウエン 地域包括支援センター朝光苑									
管 理 者 の 氏 名	地域包括支援センター					指定介護予防支援事業所				
	小南 恵子					小南 恵子				
事業所の所在地	埼玉県朝霞市青葉台１丁目１０番３２号									
電 話 番 号 F A X 番 号	電 話 ０４８－４５０－０８５５ F A X ０４８－４５０－０９６６									
介 護 保 険 の 指 定 番 号	1	1	0	2	1	0	0	0	4	5
指 定 年 月 日	平成１９年５月１日									

2. 事業所の職員体制

所属する 担当職員の 構成・人数		地域包括支援 センター	指定介護予防 支援事業所
	管理者	1 名	(常勤) 1 名
	保健師 (看護師)	1 名以上	(常勤) 1 名以上
	主任介護支援専門員	1 名以上	(常勤) 1 名以上
	社会福祉士	1 名以上	(常勤) 1 名以上
	介護支援専門員等	1 名以上	(常勤) 1 名以上

3. 運営概要

営 業 時 間	月曜日～金曜日	午前 8 : 3 0 ～午後 5 : 0 0
	休業日	土曜日及び日曜日、祝日 (休日)、 1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日ま では営業しておりません。
サ ー ビ ス 提 供 地 域	青葉台、栄町、幸町、膝折町 1 ～ 2 丁目、 本町 3 丁目、大字膝折	
事業所又は法人 に設置された苦 情・相談対応窓口	名 称 地域包括支援センター朝光苑	
	電 話 0 4 8 - 4 5 0 - 0 8 5 5	
	F A X 0 4 8 - 4 5 0 - 0 9 6 6	
	対応時間 午前 8 : 3 0 ～午後 5 : 0 0 (土日祝日、1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日を除く)	
朝 霞 市 介 護 保 険 相 談 窓 口	名 称 朝霞市健康部介護保険課	
	電 話 0 4 8 - 4 6 3 - 1 7 1 9	
	F A X 0 4 8 - 4 6 3 - 1 0 2 5	
	電話対応時間 午前 8 : 3 0 ～午後 5 : 0 0 (土日祝日、1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日を除く)	
市 町 村 介 護 保 険 相 談 窓 口 (他市の被保険 者である場合)	名 称	
	電 話	
	F A X	
	対応時間 午前 8 : 3 0 ～午後 5 : 0 0 (土日祝日、1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日を除く)	

埼玉県国民健康保険団体連合会	名 称 埼玉県国民健康保険団体連合会
	電 話 0 4 8 - 8 2 4 - 2 5 6 8
	F A X 0 4 8 - 8 2 4 - 2 5 6 1
	対応時間 午前 8 : 3 0 ~ 正午、午後 1 : 0 0 ~ 午後 5 : 0 0 (土日祝日は除く)
事 故 発 生 時 の 対 応	担当職員は、利用者に対する介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。 また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償します。ただし、その損害のうち、あなたやあなたの家族の原因により発生したものについては、この限りではありません。
損 害 賠 償	社会福祉施設賠償責任保険 加入
虐 待 の 防 止 の た め の 措 置	虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。 1 地域包括支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的 に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること 2 地域包括支援センターにおける虐待の防止のための指針を整備すること 3 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的 に実施すること 4 1 ~ 3 の措置を適切に実施するための担当者を 置くこと 担当者： <u>管理者 小南 恵子</u>
秘 密 の 保 持	担当職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。なお、サービス担当者会議及び地域ケア会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意を書面により得ます。

事業の目的及び運営の方針	（事業の目的）社会福祉法人朝霞地区福祉会が朝霞市からの事業委託により開設する地域包括支援センター朝光苑が行う包括的支援事業及び指定介護予防支援業務の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、要支援状態にある高齢者等に対し、適正な支援を行うことを目的とする。 （運営の方針）地域包括支援センターの担当職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮した支援を行う。								
提供する指定介護予防支援等の内容	介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントは、利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行います。 介護予防の効果を最大限発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、介護予防サービス計画を策定します。 ※業務内容の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができるものとします。								
利用料	【介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント】 介護予防サービス・支援計画書作成に係わる費用 <table border="0"> <tr> <td>月額</td><td>4, 791円</td></tr> <tr> <td>初回加算</td><td>3, 252円</td></tr> <tr> <td>委託連携加算</td><td>3, 252円</td></tr> <tr> <td>介護職員等処遇改善加算</td><td>1月当たりの総単位数× 1000分の21</td></tr> </table> 上記は、介護保険から全額給付されますので、自己負担はありません。但し、介護サービス計画を受けることについて、予め市に届け出ていない場合や、介護保険料の滞納等の理由で介護保険の給付が行われなかった場合、利用料として上記金額が自己負担となる場合があります。	月額	4, 791円	初回加算	3, 252円	委託連携加算	3, 252円	介護職員等処遇改善加算	1月当たりの総単位数× 1000分の21
月額	4, 791円								
初回加算	3, 252円								
委託連携加算	3, 252円								
介護職員等処遇改善加算	1月当たりの総単位数× 1000分の21								
その他の費用	利用者又はその家族の要請により、サービス提供地域以外で介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを提供する場合、訪問するための交通費の実費を受領いたします。 なお、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を超えた地点から、<u>1キロメートル当たり23円を請求します。</u>								

介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者名

所在地 埼玉県志木市下宗岡 1 丁目 2 3 番 1 号

名 称 社会福祉法人朝霞地区福祉会

代表者 理事長 野口 典孝

事業所名

所在地 埼玉県朝霞市青葉台 1 丁目 1 0 番 3 2 号

名 称 指定介護予防支援事業所

地域包括支援センター朝光苑

説明者 印

契約書第 7 条により委託した居宅介護支援事業者

事業者名

説明者 印

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結に当たり、上記のとおり説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

利用者

住 所

氏 名 印

代理人

住 所

氏 名 印